

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針

令和2年5月15日（令和2年9月30日変更）

高島市新型コロナウイルス感染症対策本部

※下線部は主な変更箇所

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、国では令和2年4月7日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令したが、その後5月25日に全国で緊急事態宣言が解除された。

7月以降は全国的に感染者が再び急増し第2波とも言われる状況となり、滋賀県下においても複数のクラスター事案も発生したところである。

そうした経過の中、9月以降は徐々にではあるが感染者数が減少しており、国ではイベント等の参加人数制限の見直しや、GOTOトラベル、GOTOイートなど、社会経済活動を再生させる取り組みが進められているところである。

本市においては、2月27日に高島市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染症予防対策をはじめ地域経済や市民生活への支援策を実施しているところであるが、今後、秋から冬にかけて再び新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中で、季節性インフルエンザの流行期と重なった場合の医療機関や市民生活への混乱を避けること等を目的に、更なる感染防止対策等を以下のとおり定めることとする。

1. 医療提供体制について

(1) 市内の医療体制について

市内の医療提供体制は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行による医療機関の混乱を避け、安定した診療・検査体制を確保するため、まずは高島市民病院に設置した発熱外来での対応を基本として今後の検査体制の充実を図る。また、流行状況等を注視しながら、市医師会と連携し診療検査体制の整備を進める。

高島市民病院では、引き続き第2種感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症患者の方はゾーニングした専用病床で、県のコントロールセンターの調整を踏まえて必要な治療を行う。また、外来での感染拡大を防ぐため入り口でのトリアージを継続して実施するほか、仮設ハウスによる発熱外来を設置してインフルエンザと同時期の流行も想定して効率的な診療・検査を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症における感染拡大防止のため、従来からの保健所へ依頼するPCR検査に加え、院内での迅速検査が可能な抗原定量検査の実施により

検査精度の向上と検査数の増加を図る。また、病院独自のPCR検査を10月中に実施する。

(2) 新型コロナウイルス感染症の相談や受診について

受診や相談体制について、「息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合」や、「基礎疾患（持病）をお持ちの方で病状に変化があった場合等」は、まずは、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話等で相談を行い、かかりつけ医などにおいては診療可能な医療機関を案内する。

また、症状はないが新型コロナウイルス感染症が心配な方などからの一般的な相談は「一般電話相談窓口」（077-528-3637）を案内するとともに、その他の健康相談については、市役所健康推進課（0740-25-8110）で対応する。

2. 学校等について

(1) 小・中学校

①文部科学省・県教育委員会が示すガイドラインおよび、高島市版『「新しい生活様式」を踏まえた学校の取り組み～学校における新型コロナウイルス感染症対策～』に基づき、感染予防対策を講じる。

②冬季休業期間を、12月26日（土）から翌年1月4日（月）までとする。

◆主な感染症対策について

- ・手洗いや手指消毒、マスクの着用、教室や共用物等の消毒
- ・毎日の検温や健康チェック
- ・冷暖房機器使用時も含め、教室の換気
（2方向の窓を開け、扇風機や天井扇等による空気の循環）
- ・感染リスクが高い3つの条件（密閉・密集・密接）の回避
- ・感染症に対する正しい理解と、差別やいじめを許さない指導

◆その他

- ・感染拡大状況を踏まえ、学校行事の時期や内容等の見直しを行う。
- ・児童生徒・教職員に感染が確認された場合は、臨時休業等の措置を講じる。

(2) 保育園・幼稚園・認定こども園、学童保育等

厚生労働省・文部科学省・県健康医療福祉部が示すガイドラインおよび、市内小中学校における感染症対策に準じ、園児ができうる工夫と行動について十分留意した上で引き続き感染症対策を講じることとする。

私立こども園や学童保育所等についても公立こども園等に準じた対応とする。

3. 公共施設における感染症対策について

市が所管する公共施設については、国等が定めるガイドラインに基づき策定した、「感染症対策マニュアル」を遵守し適切な感染症対策を行う。

公共施設の使用者および管理者においては消毒を徹底するとともに、施設利用者に対しても、マスクの着用などの基本的な感染症対策の実施の他、各施設のマニュアルに応じた対策に協力を求める。

4. まん延防止対策について

(1) 新しい生活様式の定着促進

感染拡大を予防するため、市民に対して、政府が示す「新しい生活様式」の普及と定着の促進を図る。

○基本的な感染症対策の徹底

- ・人と人との距離を十分にとり、マスクの着用や手洗い消毒の徹底など、基本的な感染症対策を実施する。
- ・屋外等で人との距離を2 m以上確保できる場合は、マスクを一時的に外し適度な休息をとる。
- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・各地域の感染状況の把握に努め、感染症対策が十分にとられていない施設の利用については注意する。

(2) 感染症対策アプリケーションの積極的な活用

誰とどこで会ったかをメモにする等の基本的な取り組みのほか、国や県が提供する感染症対策のスマートフォンアプリ等を積極的に活用し、公共施設等へのQRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ等により、感染拡大防止に努める。

- ・滋賀県新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

(3) 災害時の避難行動

自然災害の脅威と感染症感染の複合災害に備えるため、災害時の避難行動を以下のとおり推進する。

- ・避難所における「三つの密」を回避するため、在宅避難、縁故避難、避難所への避難等、安全な場所への分散避難を啓発する。
- ・広域避難所では、避難所指定職員が中心となり、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づき運営を行う。

5. 市が主催する会議やイベント等について

会議やイベント等の開催については、国や県が示す方針を尊重しつつ、市民の健康と安全を守る観点から、3密の回避など基本的な感染症防止対策が確保できるよう次のとおり対応する。

(1) 会議の開催における対策

- ・身体的距離を1 m以上（できれば2 m）確保し、3密を回避する。
- ・マスクの着用やこまめな換気を義務づけ、会場には消毒液等を設置する。
- ・会議時間の短縮や電子会議等の方法により人と人との接触機会を少なくする。
- ・感染症対策を十分にとることができない場合には、開催の中止や延期を検討する。

(2) イベント等の開催における対策

地域行事をはじめとする各種行事の開催にかかる市の対応は、前項に記載する対策をはじめ万全な感染予防対策を講じることを前提として実施する。

(3) 自治会や各種団体等が行う会議やイベントにおける対策

市内の各種団体等が主催する会議やイベントは、市の方針に準じて対応いただくよう要請する。

6. 人権への配慮、社会課題への対応

- ・医療・福祉関係者、患者関係者などへの言われなき風評被害を防止するとともに、感染症に対する憶測やデマに惑わされない冷静な対処と人権尊重について啓発する。
- ・感染症に対して過剰に心配することなく、公的機関等が発信する正確な情報に基づき冷静な行動を要請する。

7. 庁内の対応

来庁者や職員の感染防止を図るため、次の対応を行います。

- ・執務中、会議ではマスクの着用を徹底します。
- ・会議の開催にあたっては、人と人との距離を保ち、余裕をもった会場とします。
- ・定期的に執務室の窓を開け、換気を行います。
- ・消毒液を複数個所に設置し、窓口カウンター等の消毒を適宜行います。
- ・来客カウンターにはアクリルパネルを設置し、窓口での飛沫を防止します。

8. 感染症対策にかかる市の独自支援策

(1) これまでに実施した支援策

▼たかしま応援プロジェクト（第1弾）

①地域通貨アイカの支給（1人当たり1万円）

- ・対象人数 47,886人（20,505世帯）
- ・予算額 497,100千円
- ・実施時期 5月18日（月）配布開始

②図書カードの支給（1人当たり3千円）

- ・対象者 0歳から18歳までの方
- ・対象人数 6,394人（3,625世帯）
- ・予算額 19,200千円
- ・実施時期 5月18日（月）配布開始

▼たかしま応援プロジェクト（第2弾）

休業要請に伴う県の感染拡大防止臨時支援金に、市が10万円を上乗せ

- ・支援金 中小企業 30万円（県20万円 市10万円）
個人事業主 20万円（県10万円 市10万円）
- ・市予算額 35,000千円
- ・実施時期 5月7日（木）～6月26日（金）

▼たかしま応援プロジェクト（第3弾）

各家庭や事業者の負担の軽減を図るため、外出自粛を強く要請してきた4月・5月の2か月分の水道料金および下水道使用料の基本料金分を免除する。

- ・減免見込み額 水道料金（6月請求分） 33,612千円
下水道使用料（7月請求分） 51,388千円

▼たかしま応援プロジェクト（第4弾）

「高島がんばる事業者サポート給付金」

市内事業者の事業継続を支援するため、令和2年1月以降の任意の期間（1ヶ月）において、事業収入（売上）が前年同月に比べて30%以上減少している事業者に対して一律10万円を支給する。

- ・予算額 240,000千円（2,400事業者）
- ・実施時期 令和2年8月11日～令和3年1月15日

「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を支援することにより、市内での宿泊業の事業継続を図る。

- ・団体客 1 人 1 泊につき 500 円、バス 1 台につき 5 万円を支給
- ・予算額 80,000 千円

(2) 新たに実施する支援策

▼たかしま応援プロジェクト (第5弾)

「新生児特別定額給付金」

国の特別定額給付金の対象とならなかった、令和2年4月28日以降に出生した方を対象に1人当たり10万円を給付する。

- ・予算額 25,000 千円
- ・対象者 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた新生児

「指定管理施設運営支援交付金」

本年4月から5月にかけて発令された緊急事態宣言に伴い、指定管理施設での影響を踏まえ、緊急的な支援を行い公共施設および行政サービスの維持を図る。

- ・過去3か年の4月～6月分に係る収支平均額と本年の収支実績の差額を支援。
(国等が行う同趣旨の給付金受給要件を満たしている場合は、その給付金相当額を控除)
- ・予算額 72,500 千円 農業振興施設 2 施設 8,800 千円
観光振興施設 9 施設 63,700 千円

▼たかしま応援プロジェクト (第6弾)

「インフルエンザ予防接種費用助成」

新型コロナウイルス感染症の拡大期と季節性インフルエンザの流行期が重なった場合の医療現場での混乱を抑制するため、インフルエンザワクチン予防接種費用の一部を助成する。

- ・予算額 33,900 千円 (内市上乗せ分 12,260 千円)
- ・対象者 65 歳以上の方等

1 人あたり 1,300 円の個人負担分を助成し、無料とする。
義務教育以下の子どもおよび妊婦の方
接種ごとに 2,000 円を助成

- ・実施期間 令和2年10月1日から令和3年2月28日まで

以上